

— 4 —

2336

一、事業主側

東京製パン會社勞働爭議二回ヘル件（第三報——四月一日迄）既報標記勞働爭議前報後、状況左記、通り

內務大臣安達謙藏殿
社會局長官吉田茂殿
各廳府縣長官殿

樂徵第一二六六號
昭和六年四月四日
警視總監
丸山鶴吉

警視總監

九

三

鶴

七

七 佐々木家
(本守支拂也)

八 金二四作吉原支拂 (承認) 九 宮代合賀善 (考慮)
奇不差別ノ極度 (承認) 一五 亥山・吉川小林・吉後近様セヨレタニ (ミカラ
又伊豆カ、方馬ラ神スヘ)

九 加奈波 (吉原医素久ヨリ撫定、今)

十 东社ト合掌湯移ニ支拂セヨレタニ (承認) 一六 高丘年高吉社免用善ニ支拂セヨレタ
二 (考慮)

十一 他者候ニ對テ工場医事免善セヨリ・社工九四善ト合掌

